

## 大阪港BCP策定の進め方について

### 【港湾の事業継続計画(港湾BCP)策定ガイドライン(H27.3.27 国土交通省港湾局)参照】

- ・港湾BCPとは、大地震等の自然災害等が発生しても、当該港湾の重要機能が最低限維持できるよう、自然災害等の発生後に行う具体的な対応(対応計画)と、平時に行うマネジメント活動(マネジメント計画)等を示した文書のこと。
  - ・港湾BCPは港湾管理者及び関係者から構成される協議会等が、関係者の合意に基づいて策定する。
- また、港湾BCPの構成は、以下の項目(①~⑦)からなることが、ガイドラインに示されている。



#### 【主な議題】

- ・協議会の設置要綱及び進め方について確認を行った後、検討項目(①~③)について、議論を行う。
- 検討項目: ①基本方針 ②実施体制  
③被害想定と港湾機能の回復目標

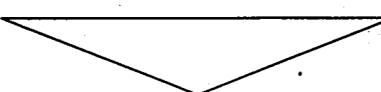
・第2回協議会で主な議論(④災害対応計画・⑤事前対策)となる項目への対応  
⇒各機関における回復目標に向けた具体的対応と役割についての検討を依頼する。



#### 【主な議題】

- 検討項目: ④災害対応計画  
⇒回復目標に向けた具体的対応と役割  
⑤事前対策 ⑥教育・訓練 ⑦見直し・改善

「大阪港BCP・海上対策関係小会議」(H28.2月22日)  
■検討項目(①~⑦)をもとに、大阪港BCP(案)をとりまとめる。



「大阪港地震・津波対策連絡会議」(H28.3月18日予定)  
⇒大阪港BCP(案)について議論を行い、【大阪港BCP】の策定を行う。



「大阪湾港湾広域防災協議会」(H28.3月28日予定 ※法定協議会 事務局:近畿地方整備局)  
⇒【大阪港BCP】の策定について、報告を行う。

### 大阪港 BCP の概要(記載すべき項目)

(「港湾の事業継続計画(港湾BCP)策定ガイドライン」 H27.3.27 国土交通省港湾局 参照)

